

株主各位

第101回定時株主総会資料 (交付書面省略事項)

事業報告

従業員の状況	1頁
主要な借入先	1頁
当社の新株予約権に関する事項	2頁
責任限定契約の概要	3頁
役員等賠償責任保険契約の概要	3頁
社外役員に関する事項	3頁
会計監査人に関する事項	5頁
内部統制に関する基本方針及び内部統制の運用状況	6頁

連結計算書類

連結持分変動計算書	10頁
連結注記表	11頁

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本	24頁
-------------------------	-----

計算書類

貸借対照表	26頁
損益計算書	28頁
株主資本等変動計算書	29頁
個別注記表	30頁

会計監査人の監査報告書 謄本	34頁
----------------	-----

監査役会の監査報告書 謄本	36頁
---------------	-----

<ご参考>連結キャッシュ・フロー計算書の要旨	37頁
------------------------	-----

上記の事項は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。

従業員の状況 (2025年12月31日現在)

セグメント	従業員数
建築ガラス	12,697名
オートモーティブ	15,997名
電子	10,832名
化学品	6,667名
ライフサイエンス	2,967名
セラミックス・その他	3,736名
連結合計	52,896名

(注) 当社の従業員数は、8,122名です。

主要な借入先 (2025年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	1,168億円
株式会社みずほ銀行	757億円
農林中央金庫	569億円

(注) 借入金残高には、借入先の海外現地法人等からの借入が含まれています。

当社の新株予約権に関する事項

(1) 役員が保有する新株予約権の概要（2025年12月31日現在）

役員が保有する新株予約権の概要は次のとおりです。

発行日	1株 当たりの 発行価額	1株 当たりの 行使価額	権利行使期間	役員の 保有状況	目的となる 株式の 種類及び数
2009年7月1日 (株式報酬型ストックオプション)	2,435円	1円	2009年7月2日 ～2039年7月1日	取締役 1名 18個	当社普通株式 3,600株
2010年7月1日 (株式報酬型ストックオプション)	3,100円	1円	2010年7月2日 ～2040年7月1日	取締役 2名 25個	当社普通株式 5,000株
2011年7月1日 (株式報酬型ストックオプション)	3,100円	1円	2011年7月2日 ～2041年7月1日	取締役 2名 30個	当社普通株式 6,000株
2012年7月2日 (株式報酬型ストックオプション)	1,265円	1円	2012年7月3日 ～2042年7月2日	取締役 3名 110個	当社普通株式 22,000株
2013年7月1日 (株式報酬型ストックオプション)	1,775円	1円	2013年7月2日 ～2043年7月1日	取締役 3名 65個	当社普通株式 13,000株
2014年7月1日 (株式報酬型ストックオプション)	1,940円	1円	2014年7月2日 ～2044年7月1日	取締役 3名 73個	当社普通株式 14,600株
2015年7月1日 (株式報酬型ストックオプション)	2,590円	1円	2015年7月2日 ～2045年7月1日	取締役 3名 97個	当社普通株式 19,400株
2016年7月1日 (株式報酬型ストックオプション)	1,710円	1円	2016年7月2日 ～2046年7月1日	取締役 3名 137個	当社普通株式 27,400株
2017年7月3日 (株式報酬型ストックオプション)	3,555円	1円	2017年7月4日 ～2047年7月3日	取締役 3名 102個	当社普通株式 20,400株

(注) 社外取締役は当社の新株予約権を保有していませんので、上記表中の取締役には、社外取締役は含まれていません。

(2) 新株予約権の総数等（2025年12月31日現在）

当事業年度末における新株予約権の総数等は次のとおりです。

イ. 新株予約権の総数 1,579個

ロ. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 315,800株

責任限定契約の概要

当社と各社外取締役及び各監査役との間では、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しています。

役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を填補する役員等賠償責任保険契約（会社法第430条の3第1項に規定する内容の保険契約）を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の保険料は、その全額を当社の負担としています。

社外役員に関する事項

イ. 社外役員の重要な兼職の状況及び当社と兼職先との関係（2025年12月31日現在）

区 分	氏 名	重要な兼職の状況
社 外 取 締 役	柳 弘 之	キリンホールディングス(株) 社外取締役 日本航空(株) 社外取締役 三菱電機(株) 社外取締役
	本 田 桂 子	早稲田大学商学大学院経営管理研究科 教授 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ 社外取締役 (株)リクルートホールディングス 社外取締役
	手代木 功	塩野義製薬(株) 代表取締役会長兼社長CEO (株)日本取引所グループ 社外取締役 (株)三井住友フィナンシャルグループ 社外取締役
	有 馬 浩 二	(株)デンソー 取締役会長 KDDI(株) 社外監査役
社 外 監 査 役	川 島 勇	日本高純度化学(株) 社外取締役 三精テクノロジーズ(株) 社外取締役
	石 塚 達 郎	K&Oエナジーグループ(株) 社外取締役 (株)タダノ 社外取締役
	松 山 遙	日比谷パーク法律事務所 パートナー 東京海上ホールディングス(株) 社外取締役 三菱電機(株) 社外取締役

- (注) 1. 当社は、社外役員の重要な兼職先のうち、手代木功氏が代表取締役会長兼社長CEOである塩野義製薬(株)と医薬品の中間体・原体に関する取引がありますが、その取引金額は当社の売上高の0.1%未満です。
2. 当社と上記注1に記載した法人を除く社外役員の兼職先の間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

① 社外取締役

氏名	取締役会への出席状況	取締役会における発言の状況 果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
柳 弘之	14回中13回	ブランディング戦略やデジタル技術の活用を始めとする会社経営全般に関する豊富な経験を生かして、取締役会において的確に質問を発し、専門的見地から提言を行うなど、経営監視機能を十分に発揮しました。また、取締役会議長を務め、取締役会における活発な議論を導くなど、当社のコーポレートガバナンスの充実に貢献しました。
本田 桂子	14回中14回	企業及びグローバル組織の経営やサステナビリティに関する豊富な経験を生かして、取締役会において活発に質問を発し、専門的見地から提言を行うなど、経営監視機能を十分に発揮しました。また、指名委員会委員長を務め、当社の取締役、監査役及び執行役員を選任に関する客観性を高めるなど、当社のコーポレートガバナンスの充実に貢献しました。
手代木 功	14回中14回	創薬型製薬企業における現任の代表取締役会長兼社長CEOとしての会社経営全般に関する豊富な経験を生かして、取締役会において活発に質問を発し、専門的見地から提言を行うなど、経営監視機能を十分に発揮しました。また、報酬委員会委員長を務め、当社の取締役及び執行役員の報酬に関する客観性を高めるなど、当社のコーポレートガバナンスの充実に貢献しました。
有馬 浩二	11回中11回	先進的な技術・システム・製品を提供するグローバル企業の実業取締役会長としての会社経営全般に関する豊富な経験を生かして、取締役会において活発に質問を発し、専門的見地から提言を行うなど、経営監視機能を十分に発揮しました。また、指名委員及び報酬委員として、役員を選任及び役員報酬について意見や提言を述べるなど、当社のコーポレートガバナンスの充実に貢献しました。

(注) 有馬浩二氏は、2025年3月28日付で取締役に就任したため、他の取締役と出席対象の取締役会の回数が異なります。

② 社外監査役

氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言の状況 果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
川島 勇	14回中14回	14回中14回	グローバルに社会ソリューションを提供するIT企業における経理部門での長年の経験と監査役としての豊富な知見を生かして、取締役会及び監査役会において、適宜発言を行いました。また、監査役会で定めた監査方針に従って、各部門や事業所の監査、子会社調査等を行うとともに、常勤監査役として、監査機能を十分に発揮し、当社のコーポレートガバナンスの充実に貢献しました。
石塚 達郎	14回中14回	14回中14回	早くからサステナブルなビジネスモデルへの転換に対応してきたグローバルメーカーにおける豊富な会社経営の経験を生かして、取締役会及び監査役会において、適宜発言を行いました。また、監査役会で定めた監査方針に従って、各部門の監査等を行うなど、監査機能を十分に発揮し、当社のコーポレートガバナンスの充実に貢献しました。
松山 遙	14回中14回	14回中14回	法曹界における長年の経験と法律やコンプライアンスに関する専門的な知見を生かして、取締役会及び監査役会において、適宜発言を行いました。また、監査役会で定めた監査方針に従って、各部門の監査等を行うなど、監査機能を十分に発揮し、当社のコーポレートガバナンスの充実に貢献しました。

会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	158百万円
（うち公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額）	（2百万円）
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	248百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、総合的に検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分していませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めています。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、合意された手続業務を委託し対価を支払っています。
4. 当社の重要な子会社の中には、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けている海外の子会社があります。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役会の全員の同意に基づき会計監査人を解任します。

また、監査役会は、会計監査人の独立性、職務執行状況等を総合的に勘案し、必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

内部統制に関する基本方針及び内部統制の運用状況

内部統制に関する基本方針の当社取締役会決議の内容及び内部統制の運用状況の概要は、次のとおりです。

(1) 内部統制に関する基本方針（2025年12月31日現在）

A G Cグループは、企業理念 **“Look Beyond”** において、「Innovation & Operational Excellence」、
「Sustainability for a Blue Planet」、
「One Team with Diversity」、
「Integrity & Trust」の4つの価値観を、あらゆる行動の基礎としてA G Cグループ全体で共有すべき最も重要な価値観として位置付けています。

また、企業理念 **“Look Beyond”** の追求を正しく導く規範として、企業が果たすべき社会的責任を「A G Cグループ企業行動憲章」として定めています。

業務の適正を確保するための体制は、次のとおりです。

イ. A G Cグループの取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

A G Cグループは、企業理念 **“Look Beyond”** において、グループ全体で共有すべき最も重要な 価値観のひとつとして「Integrity & Trust」を掲げ、コンプライアンス体制の整備、強化に取り組みます。

具体的には、A G Cグループのコンプライアンス体制の整備を統括し、これを推進する責任者としてCCO（チーフコンプライアンスオフィサー）を置き、当社社長執行役員（以下、「社長執行役員」といいます。）から権限を委譲された執行役員がこれを務めます。さらにCCOの下に、法令・企業倫理遵守の専門機関として、グローバルコンプライアンスリーダー及びコンプライアンス委員会を設置し、A G Cグループにおけるコンプライアンス施策の企画と実践を行います。また、法令・企業倫理に沿った行動を徹底するために、行動基準（A G Cグループ行動基準）にグローバル共通の遵守事項及び各国・各地域の遵守事項を定め、A G Cグループのコンプライアンス体制を整備し、教育・研修の実施等の展開を図ります。

コンプライアンスに関わる通報や相談に対応するため、A G Cグループでは、通報・相談窓口（コンプライアンスホットライン）を設置します。更に、当社全従業員及び子会社の幹部に対し、行動基準遵守の誓約書の提出を義務付けます。A G Cグループのコンプライアンスの遵守状況、コンプライアンスに関わる通報・相談制度の運用状況については、定期的に当社取締役会（以下、「取締役会」といいます。）に報告します。

また、A G Cグループの法務管理体制を構築し、重要な法務問題についての情報を把握するとともに、定期的に取締役会に報告します。

A G Cグループの内部監査については、監査部及び各地域に配置した監査要員が、年度監査計画等に基づき、管理・運営の制度構築状況及び業務遂行状況の適法性・合理性等に関する内部監査を実施し、随時、社長執行役員に監査結果を報告するとともに、定期的に取締役会に報告します。

金融商品取引法に基づき、A G Cグループの財務報告の信頼性を確保するため、「A G Cグループ財務報告に係る内部統制実施規程」を定め、財務報告に係る内部統制の体制を整備します。

ロ. A G Cグループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）

A G Cグループは、法令及び社内規程に基づいて、重要書類・情報の保存、管理を行います。

重要書類・情報の機密保持については、情報セキュリティに関する基本方針を社内に周知し、所定の手続に従い実施します。

ハ. A G Cグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）

A G Cグループのリスク管理体制に関する基本方針である「A G Cグループ統合リスクマネジメント基本方針」を定め、リスク管理及び危機対応の体制を整備します。

リスク管理については、社内規程に基づき、A G Cグループにおける重要なリスク要因を定め、リスク管理状況を定期的に当社経営会議（以下、「経営会議」といいます。）、取締役会で審議し、監視します。また、A G Cグループの事業運営上の個別のリスクについては、コーポレート職能部門、社内カンパニー、SBU（戦略事業単位）が、事業・案件ごとにリスクの分析や対策を検討し、必要に応じ経営会議、取締役会で審議します。

A G Cグループのコンプライアンス、環境、災害、品質等に関するリスクについては、当社の各所管部門が、ガイドライン等の制定・周知、研修、監査等を適宜実施します。

危機対応については、社内規程に基づき、AGCグループの経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性のある不測の事態の発生に備え、社長執行役員に迅速かつ確実に情報を報告し、共有するための危機管理レポートラインを設定するとともに、社長執行役員の判断により、直ちにグループ対策本部を設置し、迅速かつ適切な初期対応が取れる体制を整備します。

二. AGCグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的な職務執行体制）

当社は、コーポレート・ガバナンス体制整備の基本方針として、経営監視機能と経営執行機能を明確に分離し、経営監視機能を強化するとともに、経営執行における迅速な意思決定を図ります。

経営監視については、当社においては、社外取締役を含む取締役で構成される取締役会を開催し、AGCグループの重要事項の決定、業務執行状況の監督を行います。また、任意の指名委員会、報酬委員会を設置し、当社取締役、執行役員の評価・選任、報酬に関する客観性を担保します。

経営執行については、当社においては、社内カンパニー制、執行役員制の下、一定基準により、執行の責任と権限を、各カンパニー、SBUに委任し、AGCグループの経営方針・業績目標に沿った具体的な連結ベースでの業績管理指標の下、事業運営を行い、その評価を実施します。

AGCグループにおける職務の執行は、業務分掌、決裁基準に基づく意思決定ルールに従い実施し、その運用状況を内部監査により定期的に検証します。

ホ. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制（子会社から当社への報告体制）

子会社は、事業運営等に関する一定の事項を当社に報告します。このうち重要な事項については、経営会議、取締役会に報告します。

子会社は、AGCグループのコンプライアンス体制及び法務管理体制の下、子会社で生じた重要なコンプライアンスに関する問題、重要な法務問題等を速やかに当社に報告します。これらの事項については、定期的に取締役会に報告します。

子会社に対して実施した内部監査の結果については、内部監査部門は、随時、社長執行役員に報告するとともに、定期的に取締役会に報告します。

ハ. 監査役の監査体制に関する事項

① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき組織として監査役会事務局を置きます。

② 当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会事務局員の人事異動、評価等については、監査役会の同意を要します。

③ 監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会事務局員は、他部署の使用人を兼務せず、監査役会に関する職務を専属で行い、監査役の指示に従います。

④ 当社の取締役及び使用人、子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社の取締役及び使用人は、監査役に対し、法令・定款に違反する事実、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、その他社内規程に定める事項を報告します。

子会社は、法令・定款に違反する事実、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等について、当社に報告します。これらの事項について、報告を受けた部門は、速やかに当社の監査役に報告します。

⑤ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

AGCグループは、グループ行動基準において、行動基準違反等に関し通報を行った者に対する不利益な取扱いや報復行為を禁止し、AGCグループ従業員に周知徹底します。

⑥ 監査役の職務の執行について生ずる費用の償還の手続等に係る方針に関する事項

当社は、監査役の支払った費用については、当該費用が監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに処理します。

⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

経営会議、中計・予算審議会、業績モニタリング会議等の重要な会議に、監査役が出席するとともに、代表取締役と監査役の会合を定期的に行います。

内部監査機能を有する監査部等と監査役の会合を定期的に行い、監査役が内部監査の実施経過及びその結果等の情報を入手できる体制をとります。更に、監査役が、監査部、会計監査人等からの報告や意見交換を通じ、連携して監査の実効性を高めることができる体制を整備します。

(2) 内部統制の運用状況の概要

内部統制の運用状況の概要は、次のとおりです。

イ. A G Cグループの取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

A G Cグループのコンプライアンス体制整備と推進について、社長執行役員から権限を委譲され、これを統括するCCO（チーフコンプライアンスオフィサー）を置き、CCOはその職務の状況につき社長執行役員に報告することとしています。

「A G Cグループ行動基準」を制定し、当社全従業員及び子会社の幹部に対し、行動基準遵守に関する誓約書の提出を義務付け、法令・企業倫理に沿った行動をすよう徹底しています。また、行動基準を浸透させるため、定期的にコンプライアンス教育を実施しています。

コンプライアンスに関する通報・相談窓口としてコンプライアンスホットラインを設置し、不正行為等の未然の防止、早期発見に努めています。

A G Cグループにおけるコンプライアンスの遵守状況、コンプライアンスホットラインの運用状況、重要な法務問題等について、定期的に取り締役に報告を行っています。

年度監査計画等に基づき、当社及び子会社に対し内部監査を実施し、監査結果について、定期的に取り締役に報告を行っています。

「A G Cグループ財務報告に係る内部統制実施規程」を制定し、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価を行っています。

ロ. A G Cグループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）

「A G Cグループ共通情報セキュリティポリシー」を制定し、重要書類・情報の保存、管理を実施しています。

定期的に情報セキュリティに関する自己点検、従業員への教育等を実施し、情報管理の徹底を図っています。

ハ. A G Cグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）

「A G Cグループ統合リスクマネジメント基本方針」に従い、A G Cグループの経営に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスク要因を定め、リスクの発現を抑制するための管理レベルと、リスクが発現した際の対応レベルの向上、改善を図っています。

大規模な事故・災害等の発生に備えて、事業継続計画（BCP）を策定しています。また、地震等を想定した訓練を実施し、BCPの周知、徹底及び実効性の向上を図っています。

ニ. A G Cグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的な職務執行体制）

取締役会は、社外取締役4名を含む8名で構成されており、議長は社外取締役が務めています。当事業年度においては計14回開催し、A G Cグループの重要事項の決定、業務執行状況の監督を行っています。

取締役会の諮問機関として、任意の指名委員会、報酬委員会を設置しており、それぞれメンバーの過半数は社外取締役で構成し、各委員長は社外取締役が務めています。当事業年度においては、指名委員会を13回、報酬委員会を6回開催し、当社取締役、執行役員の評価・選任、報酬に関する客観性を高めています。

取締役会において、取締役会の実効性を分析・評価しています。

経営執行については、社長執行役員をはじめとする執行役員に大幅に権限を移譲し、意思決定の迅速化を図り運用しています。

ホ. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制（子会社から当社への報告体制）

子会社から当社への報告体制を整え、その体制に従って、子会社に関する重要事項（事業運営等に関する一定の事項、コンプライアンスに関する問題、法務問題等）が、当社へ報告されています。

年度監査計画に基づき、子会社に対し内部監査を実施し、その結果を随時社長執行役員に報告し、定期的に取締役会に報告を行っています。

ヘ. 監査役の監査体制に関する事項

① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会事務局を設置し、監査役の職務を補助しています。

② 当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

社内規程により、監査役会事務局員の人事異動、評価等については、監査役会の同意を要することとしています。

③ 監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会事務局員は専任で配置し、監査役の指示に従い業務を行っています。

④ 当社の取締役及び使用人、子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

社内規程に従って、監査役へ報告を行っています。

⑤ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「AGCグループ行動基準」において、通報者への不利益な取扱いや報復行為を禁止し、従業員に周知しています。

⑥ 監査役の職務の執行について生ずる費用の償還の手続等に係る方針に関する事項

監査役が業務のために支払った費用については、速やかに処理しています。

⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会のほか、経営会議など社内の重要な会議に出席し、必要があるときは意見を述べています。

監査役は、代表取締役や内部監査部門等と定期的な会合等を実施し意見交換を行い、監査の実効性を高めています。

<ご参考>コーポレートガバナンスの状況

当社のコーポレートガバナンスの考え方、「AGCグループコーポレートガバナンス基本方針」等の詳細については、以下の当社ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.agc.com/company/governance/index.html>

連結持分変動計算書

第101期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）

（単位：百万円）

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
					確定給付制度の再測定	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動
期首残高	90,873	95,781	744,766	▲26,767	23,921	18,687
当期変動額						
当期包括利益						
当期純利益	—	—	69,162	—	—	—
その他の包括利益	—	—	—	—	▲14,792	3,493
当期包括利益合計	—	—	69,162	—	▲14,792	3,493
所有者との取引額等						
配当	—	—	▲44,586	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	▲15	—	—
自己株式の処分	—	—	▲224	459	—	—
支配継続子会社に対する持分変動	—	0	—	—	—	—
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	—	3,796	—	—	▲3,796
株式報酬取引	—	83	—	—	—	—
その他企業結合等	—	—	—	—	—	—
所有者との取引額等合計	—	83	▲41,014	444	—	▲3,796
期末残高	90,873	95,864	772,913	▲26,323	9,128	18,384

	親会社の所有者に帰属する持分				非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素			合計		
	キャッシュ・フロー・ヘッジ	在外営業活動体の換算差額	合計			
期首残高	▲497	489,023	531,134	1,435,787	235,909	1,671,697
当期変動額						
当期包括利益						
当期純利益	—	—	—	69,162	10,308	79,470
その他の包括利益	▲1,204	36,964	24,459	24,459	3,916	28,375
当期包括利益合計	▲1,204	36,964	24,459	93,621	14,224	107,846
所有者との取引額等						
配当	—	—	—	▲44,586	▲6,993	▲51,579
自己株式の取得	—	—	—	▲15	—	▲15
自己株式の処分	—	—	—	235	—	235
支配継続子会社に対する持分変動	—	—	—	0	▲21	▲21
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	—	▲3,796	—	—	—
株式報酬取引	—	—	—	83	—	83
その他企業結合等	—	—	—	—	3,475	3,475
所有者との取引額等合計	—	—	▲3,796	▲44,282	▲3,539	▲47,821
期末残高	▲1,702	525,987	551,798	1,485,126	246,595	1,731,722

連結注記表

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結計算書類の作成基準

当社及び当社子会社（以下、AGCグループ）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しております。なお、同項後段の規定により、IFRSにより要請される記載及び注記の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	175社
主要子会社名	AGCテクノグラス(株)、伊勢化学工業(株)、 AGC Glass Europe、AGC Flat Glass North America, Inc.

当連結会計年度より、清算等により11社を連結の範囲から除外しております。

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数	21社
主要持分法適用会社名	旭インディア硝子、Schott Flat Glass B.V.

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 会計方針の変更

AGCグループの連結計算書類において適用する重要性がある会計方針は、前連結会計年度の連結計算書類において適用した会計方針と同一であります。

(2) 非デリバティブ金融資産の評価基準及び評価方法

① 償却原価で測定される金融資産

以下の2つの要件を共に満たす金融資産を償却原価で測定される金融資産に分類しております。

- ・事業モデルにおいて、当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有していること
- ・当該金融資産の契約条件が、元本及び元本残高に対する利息の支払のみによるキャッシュ・フローを生じさせること

② その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

償却原価で測定される金融資産に分類されなかった金融資産で、当初認識時に、当初認識後に認識される公正価値の変動をその他の包括利益で表示することを選択した資本性金融商品をその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

当該金融資産の認識を売却等により中止する場合には、認識されていた累積利得又は損失を、その他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。

③ 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

償却原価で測定される金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類されなかった金融資産に関して、公正価値で測定し、その変動は純損益として認識しております。

(3) 非デリバティブ金融負債の評価基準及び評価方法

非デリバティブ金融負債として、営業債務、その他の債務、有利子負債（借入金、コマーシャル・ペーパー、社債、新株予約権付社債（新株予約権部分を除く））等を認識しております。

当該金融負債は、当初認識時に公正価値から取引費用を直接控除して認識しております。当初認識後は、実効金利法により償却原価で測定しております。

契約上の義務が免責、取消し又は失効となった時に、金融負債の認識を中止しております。

(4) デリバティブ金融商品の評価基準及び評価方法

AGCグループは、為替変動リスク、金利変動リスク及び商品の価格変動リスク等をヘッジする目的でデリバティブ金融商品を保有しております。

デリバティブ金融商品は、公正価値で当初認識し、関連する取引費用を発生時に純損益として認識しております。当初認識後は、公正価値で測定し、ヘッジ手段に指定されたデリバティブ金融商品がヘッジ会計の要件を満たすかによりその変動を以下のように会計処理しております。

- ・ヘッジ会計の要件を満たさないデリバティブ金融商品

ヘッジ会計の要件を満たさないデリバティブ金融商品の公正価値の変動は、純損益として認識しております。

・ヘッジ会計の要件を満たすデリバティブ金融商品

ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち、ヘッジ有効部分はその他の包括利益として認識しております。その他の包括利益として認識した金額は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが純損益に影響を及ぼすのと同様の連結会計年度において、その他の包括利益から純損益に振り替えております。ヘッジ非有効部分は純損益として認識しております。

(5) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のうち、いずれか低い方の金額で測定しております。棚卸資産の取得原価には、棚卸資産の取得に係る費用、製造費及び加工費が含まれており、移動平均法に基づいて配分されております。正味実現可能価額は、通常の営業過程における予想販売価額から完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額としております。

(6) 資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（使用権資産を含む）
定額法によっております。
- ② 無形資産（使用権資産を含む）
定額法によっております。

(7) 引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果としてAGCグループが法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、債務の金額が信頼性をもって見積りができる場合に認識しております。引当金の貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の割り戻しは金融費用として認識しております。

(8) 退職給付の会計処理

退職後給付制度は、確定給付型年金制度と確定拠出型年金制度からなります。

① 確定給付型年金制度

確定給付型年金制度に関連する債務額は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産を控除した金額で認識しております。確定給付制度が積立超過である場合は、制度からの返還または将来掛金の減額という利用可能な将来の経済的便益の現在価値を資産上限額としております。

確定給付制度債務の現在価値は、毎年、年金数理人によって予測単位積増方式を用いて算定しております。この算定に用いる割引率は、将来の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の利回りに基づいております。

数理計算上の差異は、発生時に即時にその他の包括利益として認識し、過去勤務費用及び清算損益は純損益として認識しております。

② 確定拠出型年金制度

確定拠出型年金制度の退職給付に係る費用は、拠出した時点で費用として認識しております。

(9) 収益の計上基準

AGCグループは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を適用しており、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する
- ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ステップ3：取引価格を算定する
- ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

AGCグループは、建築用ガラス、自動車用ガラス、ディスプレイ用ガラス、電子部材、エッセシャルケミカルズ製品、パフォーマンスケミカルズ製品及びライフサイエンス製品等の販売を行っており、これらの製品販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。建築用ガラスの据え付け等工事に係る収益及び、バイオ医薬品原薬の開発製造受託サービスに係る収益については、履行義務の進捗に

応じて収益を認識しております。進捗度の測定は、発生したコストに基づいたインプット法等により行っております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品などを控除した金額で測定しております。

(10) 営業利益及び事業利益

連結純損益計算書における「営業利益」は、A G Cグループの業績を継続的に比較・評価することに資する指標であります。「その他収益」及び「その他費用」の主な内訳には、為替差損益、固定資産売却益、固定資産除却損、減損損失、事業構造改善費用などがあります。「事業利益」には、金融収益・費用及び法人所得税費用を除いたすべての収益・費用が含まれております。

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建取引は、取引日における為替レートを用いて各機能通貨に換算しております。外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで換算し、換算差額は、純損益として認識しております。当該資産及び負債に係る利得又は損失がその他の包括利益として認識される場合には、当該利得又は損失の換算差額は、その他の包括利益として認識しております。

外貨建の取得原価により測定されている非貨幣性資産及び負債は、取引日の為替レートで換算しております。

在外営業活動体の資産及び負債は、取得により発生したのれん及び公正価値の調整を含め、期末日の為替レートで換算しております。在外営業活動体の収益及び費用は、平均為替レートで換算しております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

キャッシュ・フロー・ヘッジ

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：商品スワップ取引、為替予約

ヘッジ対象：原燃材料、外貨建取引等

③ ヘッジ方針

事業活動上生じる原燃材料等の価格変動及び為替変動の市場リスクを回避するため、デリバティブ取引を利用しております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

キャッシュ・フロー・ヘッジを適用するにあたり、ヘッジ開始時において、ヘッジの効果が有効であると見込まれるかどうかを評価することに加えて、その後も継続的にそのデリバティブがヘッジ対象の将来キャッシュ・フローの変動の影響を有効に相殺するかどうかについて評価を行っております。

(13) のれんに関する事項

のれんは当初認識後、取得価額から減損損失累計額を控除して表示しております。

のれんは減損の兆候の有無にかかわらず、年1回の減損テストの対象となります。のれんに係る減損損失は戻し入れておりません。

(14) その他

① グループ通算制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

② 計算関係書類に係る事項の金額

記載金額は百万円未満切り捨てにより表示しております。

II 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 非金融資産の減損

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	1,652,885百万円
のれん	52,100百万円
無形資産	55,430百万円

当社グループは、棚卸資産及び繰延税金資産を除く非金融資産について、毎期末日に各資産又は資産が属する資金生成単位に対して減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合には、減損テストを実施しております。のれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず、年1回の減損テストを実施しております。資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか高い方の金額で算定しております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いております。処分コスト控除後の公正価値の算定において、コストアプローチやマーケットアプローチ等を用いております。

当社グループの連結財政状態計算書に計上されている有形固定資産、のれん及び無形資産について、今後、収益性の低下等により回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には減損損失が発生する可能性があり、当社グループの翌連結会計年度の連結計算書類において、有形固定資産、のれん及び無形資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 有形固定資産、無形資産の耐用年数及び残存価額の見積り

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	1,652,885百万円
無形資産	55,430百万円

有形固定資産は、土地等の減価償却を行わない有形固定資産を除き、各資産の取得価額から残存価額を差し引いた償却可能限度額をもとに、見積耐用年数にわたり定額法で減価償却を行っております。耐用年数を確定できる無形資産は、見積耐用年数にわたり定額法で償却を行っております。見積耐用年数及び残存価額は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

事業環境の変化等により、耐用年数及び残存価額の改定が必要となる可能性があり、翌連結会計年度の連結計算書類において、有形固定資産及び無形資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 繰延税金資産の回収可能性

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	42,971百万円
--------	-----------

繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内ですべての将来減算一時差異、税務上の繰越欠損金及び繰越税額控除を認識し、毎期末日に見直しを行い、税務便益が実現する可能性が高い範囲内でのみ認識しております。当該回収可能性の判断は、将来課税所得計画及びタックス・プランニングを考慮して実施しております。

将来の課税所得の見積りは、収益性の低下等に影響を受ける可能性があり、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 確定給付型年金制度の数理計算上の仮定

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

前払年金費用(注)	57,679百万円
退職給付に係る負債	50,147百万円

(注)前払年金費用は、連結財政状態計算書上、「その他の流動資産」又は「その他の非流動資産」に含まれております。

確定給付型年金制度に関する債務額は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産を控除した金額で認識しております。当該確定給付制度債務の現在価値及び勤務費用等は、数理計算上の仮定に基づいて算定されております。数理計算上の仮定には、割引率等様々な変数についての見積り及び判断が求められます。

数理計算上の仮定は、将来の不確実な経済条件の変動の結果や関連法令の改正・公布によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、確定給付制度債務の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

Ⅲ 連結財政状態計算書に関する注記

1. 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権	3,658百万円
その他の金融資産	1,301百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額	3,324,638百万円
----------------------------	--------------

Ⅳ 連結純損益計算書に関する注記

1. その他収益の内容

(単位：百万円)

為替差益	793
固定資産売却益	26,225
その他	6,934
その他収益合計	<u>33,953</u>

(注) 固定資産売却益には、当社が東京都江東区に所有する土地の売却益16,880百万円が含まれております。

2. その他費用の内容

(単位：百万円)

固定資産除却損	▲ 7,494
減損損失	▲ 9,687
事業構造改善費用	▲ 10,205
その他	▲ 3,352
その他費用合計	<u>▲ 30,741</u>

(注) 当連結会計年度において、ライフサイエンスセグメントに含まれているバイオ医薬品原薬の開発製造の受託を営むAGC Biologics, Inc. (所在国 米国) については、将来の受注見通し及び稼働見込みの大幅な減少などが生じ、コロラド州ボルダー拠点および同州ロングモント拠点からの撤退を決定したことから、当該有形固定資産及び無形資産が属する資金生成単位を区分し、その結果、一部の資金生成単位に減損の兆候が認められました。減損テストを実施した結果、処分コスト控除後の公正価値を基礎とした回収可能価額が資金生成単位の帳簿価額を下回ったことから、7,724百万円の減損損失を認識しました。事業構造改善費用に含まれている減損損失は、2,773百万円であります。

V 連結持分変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 普通株式 217,434,681株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議日	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年3月28日 定時株主総会	普通株式	22,289百万円	105.00円	2024年12月31日	2025年3月31日
2025年8月1日 取締役会	普通株式	22,297百万円	105.00円	2025年6月30日	2025年9月8日

(注) 1. 2025年3月28日定時株主総会決議に基づく配当金の総額には、役員報酬B I P (Board Incentive Plan) 信託にかかる信託口が所有する当社株式に対する配当金33百万円が含まれております。

(注) 2. 2025年8月1日取締役会決議に基づく配当金の総額には、役員報酬B I P 信託にかかる信託口が所有する当社株式に対する配当金32百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年3月27日開催の定時株主総会の議案として、剰余金の処分として期末配当に関する事項を次のとおり付議します。配当金の総額には、役員報酬B I P 信託にかかる信託口が所有する当社株式に対する配当金32百万円が含まれております。

配当金の総額	22,298百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	105.00円
基準日	2025年12月31日
効力発生日	2026年3月30日

3. 新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権は資本剰余金に含めて表示しております。

(2) 新株予約権の目的となる株式の数

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数
当社	2009年7月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	普通株式	3,600株
	2010年7月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	普通株式	5,000株
	2011年7月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	普通株式	6,000株
	2012年7月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	普通株式	43,800株
	2013年7月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	普通株式	26,400株
	2014年7月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	普通株式	49,800株
	2015年7月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	普通株式	42,000株
	2016年2月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	普通株式	5,200株
	2016年7月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	普通株式	75,800株
	2017年3月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	普通株式	23,600株
	2017年7月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	普通株式	34,600株

(注) 2017年7月1日付で株式併合（5株を1株に併合）を行っており、併合後の株式数に換算して記載しております。

Ⅵ 収益に関する注記

1. 収益の分解

当社グループは、「建築ガラス」「オートモーティブ」「電子」「化学品」「ライフサイエンス」の5つを報告セグメントとしております。また、売上高は製品群別及び地域別に分解しております。これらの分解した売上高と各報告セグメントの売上高との関係は以下のとおりであります。

① 製品群別の展開

(単位：百万円)

建築ガラス		438,811
オートモーティブ		520,324
電子	ディスプレイ	184,712
	電子部材	168,514
	小計	353,227
化学品	エッセンシャルケミカルズ	383,363
	パフォーマンスケミカルズ	196,124
	小計	579,487
ライフサイエンス		129,420
セラミックス・その他		37,560
合計		2,058,832

② 地域別の展開

(単位：百万円)

	建築 ガラス	オート モーティブ	電子	化学品	ライフ サイエンス	セラミックス ・その他	合計
日本・アジア	153,546	260,548	305,745	514,594	27,005	37,560	1,299,000
アメリカ	29,807	114,574	46,515	34,541	18,567	－	244,006
ヨーロッパ	255,457	145,201	966	30,351	83,847	－	515,825
合計	438,811	520,324	353,227	579,487	129,420	37,560	2,058,832

地域別の売上高は、各拠点の所在地によっており、「アメリカ」にはブラジルを含めて記載しております。

建築ガラスセグメントにおいては、建築用板ガラス、加工ガラス等の販売を行っており、住宅・ビル関連企業等を主な顧客としてグローバルに販売しております。また地域によっては関連製品の納入と取付工事も行っております。

オートモーティブセグメントにおいては、自動車用ガラス、車載ディスプレイ用カバーガラス等の納入を行っており、国内外の自動車メーカー等を主な顧客としております。

電子セグメントにおいては、液晶ディスプレイ用ガラス基板等のディスプレイ用ガラス、半導体関連部材、光学関連部材等の納入を行っており、国内外のエレクトロニクス業界の企業等を主な顧客としております。

化学品セグメントにおいては、エッセンシャルケミカルズ、パフォーマンスケミカルズ製品等の納入を行っており、主に商社等の卸売業者及び当社グループの販売拠点等を通してグローバルに販売しております。

ライフサイエンスセグメントにおいては、グローバルに合成医薬中間体・原体、バイオ医薬品等の開発・製造受託を行っており、医薬品・農業関連企業を主な顧客としております。

これらは、「Ⅰ 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記」の「4. 会計処理基準に関する事項」に記載した方針に従って、会計処理しております。履行義務にかかる対価は、主として履行義務を充足してから1年以内に回収しております。なお、重大な金融要素は含んでおりません。

2. 契約残高

顧客との契約から生じた契約資産及び契約負債に関する情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首 (2025年1月1日)	当連結会計年度末 (2025年12月31日)
契約資産	5,322	4,757
契約負債	48,390	36,577

契約資産は主に、報告日時点で完了しているが、まだ請求していない履行義務に係る対価に対する当社グループの権利に関連するものであります。契約資産は、支払いに対する権利が無条件になった時点で債権に振り替えられます。

契約負債は主に、債権管理等の観点から、製品の引渡前に顧客から受け取った対価であります。当連結会計年度において認識した収益のうち、期首時点の契約負債残高に含まれていた金額は25,153百万円です。

3. 残存履行義務に配分する取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

4. 顧客との契約獲得又は履行のためのコストから認識した資産

当連結会計年度において、顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産はありません。また、認識すべき資産の償却期間が1年以内である場合には、実務上の便法を使用し、契約の獲得の増分コストを発生時に費用として認識しております。

Ⅶ 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

A G Cグループは、資金運用については安全で流動性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については、金融機関からの借入又は社債等の資本市場から、安定的で低コストの調達を行う方針であります。デリバティブは、事業活動上生じる為替変動リスク、金利変動リスク、商品の価格変動リスク等の市場リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権は受取手形及び売掛金であり、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては与信管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うと共に、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

その他の債権は未収入金等であります。

その他の金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産である資本性金融商品及び純損益を通じて公正価値で測定する金融資産である負債性金融商品は、主に業務上の関係を有する企業の株式等であり、これらは市場価格等の変動リスクに晒されておりますが、適宜、市場価格の状況及び事業上の必要性の検討を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

その他の債務は未払金等であります。

借入金、社債等の有利子負債は、流動性リスクに晒されておりますが、資金調達手段の多様化、各金融機関からのコミットメントラインの取得、直接調達と間接調達そして短期と長期の適切なバランスなどにより、当該リスクを管理しております。

変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、金利スワップ取引を用いております。

また、A G Cグループは、グローバルに事業活動を展開しており、機能通貨以外の通貨で実施する取引から発生する為替変動リスクに晒されております。為替変動リスクを管理するため、為替予約や通貨スワップ等を利用し、為替変動リスクをヘッジしております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規定に従っており、定期的に取り残高及び損益状況についてトップマネジメントに報告されております。また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用度の高い金融機関に限定して取引を行っております。

(3) 金融商品の公正価値等に関する事項についての補足説明

金融商品の公正価値には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

2025年12月31日における金融商品の帳簿価額及び公正価値は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
現金及び現金同等物	94,671	94,671
営業債権	324,396	324,396
その他の債権	20,299	20,299
その他の金融資産		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	35,484	35,484
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	7,000	7,000
その他	17,161	17,161
営業債務	210,036	210,036
その他の債務	151,210	151,210
有利子負債（短期及び長期）		
借入金	454,391	452,928
コマーシャル・ペーパー	12,981	12,981
社債	99,789	94,505
デリバティブ（*）	5,210	5,210
その他の流動負債	462	462
その他の非流動負債	2,682	2,682

（*）デリバティブ取引によって生じた債権債務を純額で表示しており、負債となる項目については（ ）で表示しております。

（注）金融商品の公正価値の算定方法

公正価値の測定に利用するインプットをもとにそれぞれのレベルを以下のように分類しております。

インプットには、株価、為替レート並びに金利及び商品価格等に係る指数が含まれております。

- ・レベル1：活発な市場における公表価格
- ・レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格
- ・レベル3：観察可能な市場データに基づかないインプット

イ. 公正価値で測定する金融資産及び金融負債

公正価値で測定する金融資産及び金融負債の公正価値は、以下のとおり算定しております。

（デリバティブ）

通貨デリバティブは先物相場や契約を締結している金融機関から提示された価格等、金利デリバティブは契約を締結している金融機関から提示された価格等、商品デリバティブは契約を締結している取引先から提示された価格等に基づいており、いずれも公正価値ヒエラルキーレベル2に分類されます。

（その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産）

市場価格が入手できる場合は、市場価格を用いており、公正価値ヒエラルキーレベル1に区分されます。市場価格が入手できない金融商品の公正価値に関しては、将来キャッシュ・フローを割引く方法、第三者による鑑定評価及びその他の適切な評価方法により見積もっており、公正価値ヒエラルキーレベル3に区分されます。

(純損益を通じて公正価値で測定する金融資産)

市場価格が入手できる場合は、市場価格を用いており、公正価値ヒエラルキーレベル1に区分されます。市場価格が入手できない金融商品の公正価値に関しては、将来キャッシュ・フローを割引く方法、第三者による鑑定評価及びその他の適切な評価方法により見積もっており、公正価値ヒエラルキーレベル3に区分されます。

ロ. 償却原価で測定される金融資産及び金融負債

償却原価で測定される金融資産及び金融負債の公正価値は、以下のとおり算定しております。

(償却原価で測定される金融資産)

一定の期間ごとに区分した債権ごとに、その将来キャッシュ・フローを、期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しております。

(借入金)

短期借入金は、短期間で決済されるものであるため、公正価値は帳簿価額に近似しております。

長期借入金は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。ただし、変動金利による長期借入金は一定期間ごとに金利の更改が行われているため、公正価値は帳簿価額に近似しております。

(社債)

市場価格に基づき、公正価値を算定しております。

(上記以外の償却原価で測定される金融負債)

一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローを、期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しております。

なお、償却原価で測定される金融資産及び金融負債については、公正価値ヒエラルキーレベル2に区分されません。

3. 公正価値ヒエラルキー

以下の表は、公正価値で測定する金融商品を評価方法ごとに分析したものであります。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ金融資産	－	12,924	－	12,924
ヘッジの要件を満たさないデリバティブ	－	12,859	－	12,859
ヘッジの要件を満たすデリバティブ	－	65	－	65
資本性金融商品	25,033	－	10,450	35,484
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	25,033	－	10,450	35,484
負債性金融商品	－	－	7,000	7,000
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	－	－	7,000	7,000
デリバティブ金融負債	－	7,713	－	7,713
ヘッジの要件を満たさないデリバティブ	－	5,779	－	5,779
ヘッジの要件を満たすデリバティブ	－	1,933	－	1,933

レベル間の重要な振替が行われた金融商品の有無は毎期末日に判断しております。当連結会計年度において、レベル間の重要な振替が行われた金融商品はありません。

レベル3に区分される「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」については、当連結会計年度において、重要な変動は生じておりません。

デリバティブ金融資産は、連結財政状態計算書上、「その他の流動資産」及び「その他の金融資産」に含まれております。

資本性金融商品及び負債性金融商品は、連結財政状態計算書上、「その他の金融資産」に含まれております。

デリバティブ金融負債は、連結財政状態計算書上、「その他の流動負債」及び「その他の非流動負債」に含まれております。

レベル3に分類された金融商品に係る期中変動は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

1月1日残高	14,115
取得	4,154
売却	▲ 489
その他の包括利益	▲ 314
その他の変動	▲ 14
12月31日残高	17,450

Ⅷ 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|--------------------|-----------|
| 1. 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 7,003.63円 |
| 2. 基本的1株当たり当期純利益 | 326.20円 |

Ⅸ 企業結合に関する注記

重要な取引はありません。

X 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年2月4日

A G C 株 式 会 社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽 太 典 明

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 川 勤

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梶 原 崇 宏

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、A G C株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、A G C株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第100期 (ご参考) (2024年12月31日現在)	第101期 (2025年12月31日現在)
資 産 の 部	1,328,766	1,412,791
流 動 資 産	369,567	408,817
現金及び預金	607	554
受取手形	6,426	6,220
売掛金	143,001	147,394
商品及び製品	47,403	50,096
仕掛品	54,048	67,059
原材料及び貯蔵品	41,647	39,475
前払費用	4,980	5,105
短期貸付金	44,521	61,170
未収入金	23,878	20,112
貸倒引当金	▲ 8,939	—
その他	11,991	11,628
固 定 資 産	959,198	1,003,973
有 形 固 定 資 産	329,502	355,034
建物	80,435	81,855
構築物	21,767	21,980
機械及び装置	131,692	122,278
車両運搬具	93	164
工具、器具及び備品	8,863	9,156
土地	27,529	27,460
リース資産	653	459
建設仮勘定	58,467	91,678
無 形 固 定 資 産	7,667	9,112
ソフトウェア	7,286	8,763
その他	380	348
投 資 そ の 他 の 資 産	622,028	639,827
投資有価証券	25,974	20,291
関係会社株	310,283	309,900
関係会社出資	156,698	159,649
長期貸付金	83,291	97,283
固定化債権	94	96
長期前払費用	2,887	3,778
前払年金費用	18,726	30,028
繰延税金資産	10,243	5,432
その他	13,896	13,432
貸倒引当金	▲ 68	▲ 66
資 産 合 計	1,328,766	1,412,791

(単位：百万円)

科 目	第100期 (ご参考) (2024年12月31日現在)	第101期 (2025年12月31日現在)
負債の部	648,003	661,757
流動負債	407,067	423,768
買掛金	114,473	118,682
短期借入金	132,655	202,971
コマーシャル・ペーパー	47,000	—
1年内償還予定の社債	20,000	—
未払金	35,730	39,395
未払費用	5,659	5,970
未払法人税等	7,679	5,794
預り金	28,932	33,932
賞与引当金	5,596	5,535
役員賞与引当金	122	143
定期修繕引当金	4,403	5,007
その他の引当金	4,814	6,334
固定負債	240,936	237,988
社債	70,000	100,000
長期借入金	157,921	124,620
退職給付引当金	5,089	5,198
債務保証損失引当金	34	32
事業構造改善引当金	96	96
訴訟損失引当金	3,955	3,914
その他の引当金	3,840	4,128
負債合計	648,003	661,757
純資産の部	680,762	751,034
株主資本	666,648	739,905
資本金	90,873	90,873
資本剰余金	91,164	91,164
資本準備金	91,164	91,164
利益剰余金	511,378	584,191
利益準備金	22,618	22,618
その他利益剰余金	488,760	561,573
固定資産圧縮積立金	13,202	15,286
別途積立金	343,000	343,000
繰越利益剰余金	132,558	203,286
自己株式	▲ 26,767	▲ 26,323
評価・換算差額等	13,274	10,436
その他有価証券評価差額金	13,274	10,436
新株予約権	839	691
純資産合計	680,762	751,034
負債・純資産合計	1,328,766	1,412,791

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第100期 (ご参考) (2024年1月1日から 2024年12月31日まで)	第101期 (2025年1月1日から 2025年12月31日まで)
売上高	653,726	652,667
売上原価	470,181	457,951
売上総利益	183,545	194,715
販売費及び一般管理費	154,475	154,409
営業利益	29,069	40,306
営業外収益	73,496	90,201
受取利息	5,881	5,663
受取配当金	61,193	81,042
その他	6,421	3,494
営業外費用	8,300	9,616
支払利息	7,300	7,905
その他	999	1,711
経常利益	94,265	120,891
特別利益	16,251	27,153
固定資産売却益	101	21,151
投資有価証券売却益	16,101	4,543
関係会社株式売却益	－	1,416
債務保証損失引当金戻入額	－	1
事業構造改善引当金戻入額	47	－
訴訟損失引当金戻入額	－	41
特別損失	125,143	12,122
固定資産除却損	4,192	5,930
減損損失	3,513	1,212
投資有価証券評価損	100	15
関係会社株式及び出資金評価損	109,733	83
債務保証損失引当金繰入額	2	－
貸倒引当金繰入額	2,815	821
事業構造改善費用	－	2,518
環境対策費	830	1,539
訴訟損失引当金繰入額	3,955	－
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(▲)	▲ 14,626	135,922
法人税、住民税及び事業税	8,462	12,246
法人税等調整額	▲ 2,263	6,052
当期純利益又は当期純損失(▲)	▲ 20,825	117,623

株主資本等変動計算書

第101期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金		その他利益剰余金			
				特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	90,873	91,164	-	22,618	-	13,202	343,000	132,558
当期変動額								
固定資産圧縮積立金の積立	-	-	-	-	-	3,204	-	▲ 3,204
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	-	-	▲ 1,120	-	1,120
別途積立金の取崩	-	-	-	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	▲ 44,586
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	117,623
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	-	▲ 224
自己株式の消却	-	-	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,084	-	70,728
当期末残高	90,873	91,164	-	22,618	-	15,286	343,000	203,286

	株主資本		評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計			
当期首残高	▲ 26,767	666,648	13,274	839	680,762
当期変動額					
固定資産圧縮積立金の積立	-	-	-	-	-
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	-	-
別途積立金の取崩	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	▲ 44,586	-	-	▲ 44,586
当期純利益	-	117,623	-	-	117,623
自己株式の取得	▲ 15	▲ 15	-	-	▲ 15
自己株式の処分	459	235	-	-	235
自己株式の消却	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	▲ 2,837	▲ 148	▲ 2,986
当期変動額合計	444	73,257	▲ 2,837	▲ 148	70,271
当期末残高	▲ 26,323	739,905	10,436	691	751,034

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。なお、市場価格のない子会社及び関連会社株式について、実質価額が著しく低下したときには評価損を計上しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

(3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えて、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えて、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。

(4) 定期修繕引当金

設備の定期的な点検や整備に備えて、定期点検の見積り費用と定期点検までの稼働期間を勘案した金額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務費用については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により発生年度から償却しております。

数理計算上の差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により発生年度の翌事業年度から償却しております。

(6) 債務保証損失引当金

子会社等に対する保証債務の履行による損失見込額相当額を計上しております。

(7) 事業構造改善引当金

事業構造改善のための退職優遇制度の拡充、一部の事業整理等により、今後発生が見込まれる損失について、合理的に見積られる金額を計上しております。

(8) 訴訟損失引当金

訴訟に対する損失に備えるため、今後発生が見込まれる損失について、合理的に見積られる金額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時による収益を認識する

建築用ガラス、自動車用ガラス、ディスプレイ用ガラス、電子部材、エッセンシャルケミカルズ製品、パフォーマンスケミカルズ製品及びライフサイエンス製品等の販売を行っており、これらの製品販売については製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。バイオ医薬品原薬の開発製造受託サービスに係る収益については、履行義務の進捗に応じて収益を認識しております。進捗度の測定は発生したコストに基づいたインプット法等により行なっております。また収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品などを控除した金額で測定しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(2) 計算関係書類に係る事項の金額

記載金額は百万円未満切り捨てにより表示しております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

II 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 関係会社株式、出資金及び貸付金の評価

関係会社株式 309,900百万円

関係会社出資金 159,649百万円

市場価格のない関係会社株式及び出資金について、実質価額が著しく低下したときには評価損を計上しております。関係会社の業績等が悪化した場合には、実質価額が著しく低下し評価損が発生する可能性があり、当社の翌事業年度の計算書類において、関係会社株式及び出資金の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

関係会社貸付金 158,349百万円

関係会社貸付金について、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。関係会社の業績等が悪化した場合には、当社の翌事業年度の計算書類において、関係会社貸付金の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 有形固定資産の減損

有形固定資産 355,034百万円

会計上の見積りの内容に関する情報については、連結注記表に同一の内容を記載しているため、省略していません。

Ⅲ 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	726,703百万円
2. 保証債務等	
保証債務	120,976百万円
3. 関係会社に対する金銭債権、金銭債務	
短期金銭債権	130,598百万円
長期金銭債権	97,214百万円
短期金銭債務	205,444百万円

Ⅳ 損益計算書に関する注記

1. 関係会社に対する取引高	
関係会社に対する売上高	211,049百万円
関係会社からの仕入高	278,357百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	89,174百万円
2. 固定資産売却益	
固定資産売却益に関する情報については、連結注記表に同一の内容を記載しているため、省略しております。	
3. 事業構造改善費用	
事業構造改善費用に含まれている減損損失は、2,518百万円であります。	

Ⅴ 株主資本等変動計算書に関する注記

事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	5,383,659株
------	------------

（注）事業年度の末日における自己株式数には、役員報酬B I P 信託が保有する当社株式313,157株が含まれております。

Ⅵ 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、関係会社株式及び出資金評価損、減損損失、事業構造改善費用、退職給付引当金であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金、退職給付信託設定益、固定資産圧縮積立金であります。

当社はグループ通算制度を適用しております。これに伴い、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従っています。

Ⅶ 関連当事者との取引に関する注記

（単位：百万円）

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	AGCエレクトロニクス株式会社	所有 直接100%	半導体プロセス用部材、 オプトエレクトロニクス 用部材の製造、販売	資金の貸付 (注)	2,559	短期貸付金 及び 長期貸付金	40,050
子会社	AGC Biologics A/S	所有 直接100%	バイオ医薬品原薬の開発 製造受託	資金の貸付 (注)	14,360	短期貸付金 及び 長期貸付金	45,160
子会社	AGC Pharma Chemicals Europe, S.L.U.	所有 直接100%	合成医薬品原薬・中間体 の開発製造受託	資金の貸付 (注)	4,997	短期貸付金 及び 長期貸付金	22,967
子会社	艾杰旭顯示玻璃（深圳） 有限公司	所有 直接100%	液晶用ガラス基板の製 造、販売	資金の借入 (注)	13,137	短期借入金	24,819
子会社	AGC Singapore Services Pte. Ltd.	所有 直接100%	アジアにおける関係会社 のための資金調達、融資 及び関係会社の株式保有	資金の借入 (注)	24,110	短期借入金	94,718

上記のほか、当社は、金融機関のキャッシュマネジメントサービスを通じ、子会社が当該金融機関に対して持つ預金を当社の事業資金として活用しております。その平均残高は13,520百万円、期末残高は15,705百万円であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付及び借入については、融資時及び借入時の市場金利に基づき決定しております。

VII 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 VI 収益に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

IX 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 3,538.50円

(注) 1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に、役員報酬BIP信託が保有する当社株式(期末株式数313,157株)を含めております。

2. 1株当たり当期純利益 554.77円

(注) 1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に、役員報酬BIP信託が保有する当社株式(期中平均株式数315,299株)を含めております。

X 後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年2月4日

A G C 株 式 会 社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽 太 典 明

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 川 勤

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梶 原 崇 宏

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、A G C株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第101期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1)監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役及び内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、一部子会社に赴き調査をいたしました。
 - ②取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条）を整備している旨の通知を受けるとともに、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び有限責任あずさ監査法人から受けております。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月5日

AGC株式会社 監査役会

常勤監査役	川 島	勇	㊟
常勤監査役	荒 木	直 子	㊟
監査役	石 塚	達 郎	㊟
監査役	松 山	遙	㊟

(注)監査役川島勇、石塚達郎及び松山遙は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

ご参考 (連結キャッシュ・フロー計算書の要旨)

(単位：百万円)

科 目	第100期 (ご参考) (2024年1月1日から 2024年12月31日まで)	第101期 (2025年1月1日から 2025年12月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー	284,815	274,476
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 195,583	▲ 178,404
財務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 131,949	▲ 114,054
現金及び現金同等物に係る換算差額	5,350	3,952
売却目的で保有する資産に含まれる現金 及び現金同等物の増減額	▲ 707	712
現金及び現金同等物の増減額	▲ 38,073	▲ 13,316
現金及び現金同等物の期首残高	146,061	107,988
現金及び現金同等物の期末残高	107,988	94,671